

# 令和元年度森林・林業懇談会

と き：令和元年12月26日（木）10：00～

ところ：瑞浪市役所西分庁舎1階会議室

## 1 あいさつ

## 2 座長選出

## 3 議事

①瑞浪市森林整備計画の変更に関する事

## 4 その他

①水源地域保全条例について

②岐阜県の治山事業について

令和元年度森林・林業懇談会 出席者名簿 (敬称略)

○生産森林組合

市原生産森林組合	組合長 水野 人実
市原・益見生産森林組合	組合長 日比野 清一
益見生産森林組合	代表理事 小木曾 俊之
一日市場生産森林組合	組合長 小倉 弘次
下山田生産森林組合	組合長 宮嶋 文彦
上小田生産森林組合	組合長理事 伊藤 猛司
下小田生産森林組合	
戸狩・山野内生産森林組合	
戸狩生産森林組合	組合長 有賀 教明
山野内生産森林組合	
月吉生産森林組合	組合長 成瀬 徳夫
大湫生産森林組合	組合長 三戸 憲和
神徳生産森林組合	
町屋生産森林組合	理事 藤田 光
上平生産森林組合	組合長 小栗 基春
論析生産森林組合	組合長 山本 修
東大島生産森林組合	
稲津生産森林組合	組合長 水野 武
萩原生産森林組合	組合長 三輪田 幸泰
桜堂生産森林組合	組合長 宮地 信介
下沢生産森林組合	組合長 今井 康雄
名滝生産森林組合	組合長 小倉 嘉六
奥名生産森林組合	組合長 遠山 幸夫
木暮生産森林組合	組合長 桐井 進

○協同組合

小里消費生活協同組合	事務局 山本 孝雄
------------	-----------

○財産区

日吉財産区	議長 渡邊 良生
釜戸財産区	議長 土屋 仁司
大湫財産区	議長 三戸 憲和

○林業関係者

陶都森林組合	業務課長 青山 健
	技師 石河 潤
有限会社 ヤマエス日比野林業	日比野 慎也

○木材産業関係者

有限会社 釜戸ソーミル	代表取締役 桐井 茂和
-------------	-------------

○行政

東濃農林事務所林業課	技術課長補佐兼林務係長 大石 昌嗣	
	技術主査 藤井 敦	
	技術主査 舘 秀明	
岐阜県治山課	水源林保全係課長補佐 木村 等	
東濃森林管理署	森林技術指導官 稲垣 正紀	
瑞浪市経済部	農林課	部長 鈴木 創造
		課長 渡辺 芳夫
		係長 重永 大介
		主事 日比野 吉紘

(趣旨)

第1条 この要綱は、瑞浪市の森林保全及び林業振興に関し、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見又は助言を求めため、瑞浪市森林・林業懇談会(以下「懇談会」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 市長が懇談会において意見又は助言を求め事項は、次のとおりとする。

- (1) 森林保全及び林業振興に関する基本的な方針に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、森林及び林業の施策に関すること。

(参加者)

第3条 懇談会の参加者は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 森林組合の代表者
- (2) 生産森林組合の代表者
- (3) 財産区の代表者
- (4) 林業関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として同一の者に第5条に規定する開催期間中継続して懇談会への参加を依頼するものとする。

(運営)

第4条 懇談会の参加者は、その互選により懇談会の会議(以下「会議」という。)を進行する座長を定める。

2 市長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めすることができる。

(開催期間)

第5条 懇談会の開催期間は、1年間を目途とする。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、農林課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、市長が別に定める。